

自立支援医療（精神通院医療）における一定所得以上の「世帯」に関する経過的特例の延長のお知らせ

一定所得以上の「世帯(※1)」(市町村民税所得割23万5千円以上)の受診者につきましては、平成24年4月以降は経過的特例(※2)の終了に伴い、自立支援医療の対象外になるとご案内しておりましたが、法令改正により、経過的特例(※2)の期限が平成27年3月31日まで延長されることになりましたのでお知らせします。

これにより、一定所得以上の世帯の方でも、「重度かつ継続」に該当する場合には、平成24年4月1日以降も、引き続き自立支援医療の対象(1割負担)となります。

【参考：月額自己負担上限額】

生活保護世帯	市町村民税 非課税世帯 本人収入 80万円以下	市町村民税 非課税世帯 本人収入 80万円超	市町村民税 (所得割) 3万3千円未満	市町村民税 (所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税(所得割) 23万5千円以上
0円	月額 2,500円 まで	月額 5,000円 まで	1割負担 (医療保険の自己負担上限額まで)		制度対象外
			「重度かつ継続」の該当者		
			月額 5,000円まで	月額 10,000円まで	月額 20,000円まで

平成24年4月1日以降も
自立支援医療制度の対象となります。

(※1) 「世帯」とは、同じ医療保険に加入している方です。

(※2) 「経過的特例」とは、一定所得以上(市町村民税所得割額23万5千円以上)の「世帯」で、受診者が高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する場合には、平成24年3月31日までの間は自立支援医療費の支給対象(負担上限額2万円)とするもので、今回、この期限が平成24年4月以降に延長されることとなります。